

美郷町国民健康保険事業 運営安定化計画

(平成25年度～平成27年度)

平成25年 5月

秋田県美郷町

目 次

はじめに	1
I 国民健康保険の現状と課題	2
1. 被保険者数と医療費の状況	2
2. 財政状況	6
II 計画の体系	8
1. 国民健康保険事業運営安定化に向けた重点取組事項	8
2. 計画の期間	8
III 事業運営の安定化に向けた具体的な取組み	9
1. 国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上	9
2. 資格及び医療費適正化の推進	12
3. 保健事業の推進	14
IV 国民健康保険特別会計の財政計画	15
1. 一般会計からの法定外繰入れの考え方	15
2. 今後の国民健康保険特別会計について	17

はじめに

国民健康保険は、国民健康保険法が昭和33年12月制定、翌年1月施行により、すべての市町村は昭和36年4月1日までに国民健康保険事業を行うことが義務付けられ、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険制度として確立されました。この国民健康保険制度は、市町村住民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保障制度として、国民の平均寿命の伸長や健康水準の向上に大きく寄与してきました。

しかしその一方で、国民健康保険は、近年の高齢化の進行、高度医療技術の進歩等による医療費の増大、さらには、高齢者や無職者を含む負担能力の低い低所得者が多く加入するなど構造的な問題を抱え、多くの自治体で極めて厳しい財政運営を強いられています。

こうした状況の中、国は平成20年4月に医療保険制度改革の根幹である長寿医療制度（後期高齢者医療制度）を開始し、各保険者には生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられるなど、保険者として新たに必要な取り組みが求められました。

当町では、これまで保険税の収納率向上対策や医療費適正化の推進など、国民健康保険財政の健全化に向け努力してまいりました。しかし、医療費は毎年増え続ける一方、社会の厳しい雇用・経済情勢を背景に保険税収入の確保は一段と厳しさを増し、町村合併当時（平成16年11月）約2億2千万円あった基金も平成24年度には1千万円となり、まさに崩壊の危機に直面し、国民健康保険事業の運営上、財政の安定化は当町にとって大きな課題の一つとなっています。

このような深刻な国民健康保険財政の現状を踏まえ、保険者としての責務と国民皆保険を堅持する観点から、当町の国民健康保険を将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度として維持していくため、今般、「美郷町国民健康保険事業運営安定化計画」を策定し、その目的達成に向けて諸対策に取り組むものであります。

I 国民健康保険の現状と課題

1. 被保険者数と医療費の状況

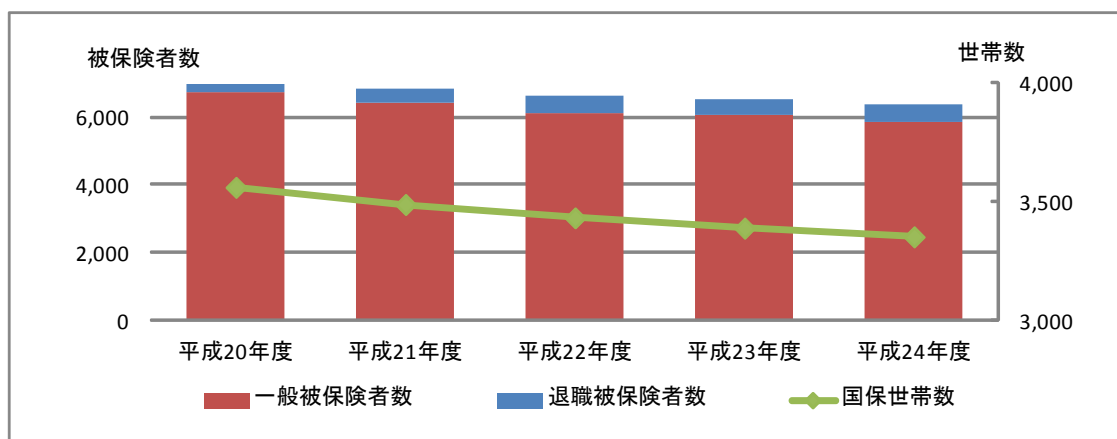
当町の国民健康保険（以下「国保」という。）の世帯数及び被保険者数は年々減少しており、町村合併当時（平成16年11月）において加入率が4割を超えていましたが、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設により、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療に移行したため、近年では3割を切るまでに減少しています。年齢別被保険者数からしても、少子高齢化が進行しており、年齢が高い人ほど国保加入率が高くなってきています。これに反比例して被保険者の急速な高齢化や医療技術の高度化により、一人当たりの医療費が増加していることから、保険給付費は右肩上がりであり続けています。

一方、社会経済情勢を反映して、他の自治体と同様、被保険者が高齢者や無職者を多く抱える国保特有の構造的な問題から、国保税を算出する上で所得割が伸び悩むなど、被保険者の負担能力は低下しつつあり、保険給付費の伸びに見合う財源を確保できない状況にあります。

このように、当町の国保財政は極めて厳しい状況にあり、やむを得ず基金を取り崩すなどして運営を維持している状況です。

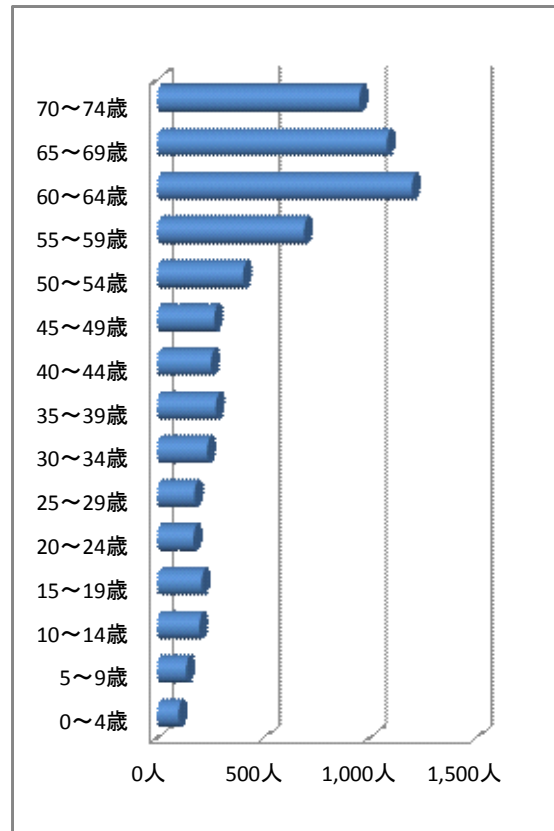
【被保険者加入状況(各年度末)】

年度	世帯数			被保険者数			退職被保険者数 人	一般被保険者数 人
	全世帯数 世帯	加入世帯数 世帯	加入率	人口 人	加入者数 人	加入率		
平成20年度	6,759	3,562	52.7%	22,720	7,118	31.3%	375	6,743
平成21年度	6,767	3,490	51.6%	22,414	6,827	30.5%	423	6,404
平成22年度	6,751	3,434	50.9%	22,093	6,613	29.9%	486	6,127
平成23年度	6,737	3,391	50.3%	21,760	6,510	29.9%	478	6,032
平成24年度	6,738	3,354	49.8%	21,497	6,361	29.6%	504	5,857



【年齢別被保険者数（平成25年3月末現在）】

年齢区分	被保険者数	美郷町人口	加入率
0～4歳	101人	605人	16.69%
5～9歳	137人	766人	17.89%
10～14歳	199人	873人	22.79%
15～19歳	210人	934人	22.48%
20～24歳	171人	800人	21.38%
25～29歳	176人	912人	19.30%
30～34歳	236人	1,094人	21.57%
35～39歳	277人	1,164人	23.80%
40～44歳	254人	1,084人	23.43%
45～49歳	269人	1,099人	24.48%
50～54歳	405人	1,521人	26.63%
55～59歳	692人	1,836人	37.69%
60～64歳	1,200人	1,945人	61.70%
65～69歳	1,081人	1,433人	75.44%
70～74歳	952人	1,337人	71.20%
合計	6,360人	17,403人	36.55%



※加入率は年齢別の加入率のため前述の「被保険者加入状況」の加入率とは異なります。

当町の医療費は、県平均を下回るものの、被保険者の高齢化や生活習慣病の増加、医療の高度化などにより、一人当たりの医療費が毎年5%以上増加しており、被保険者数が減る一方で、国保が負担する保険給付費（保険者負担額）が増え続けている現状です。

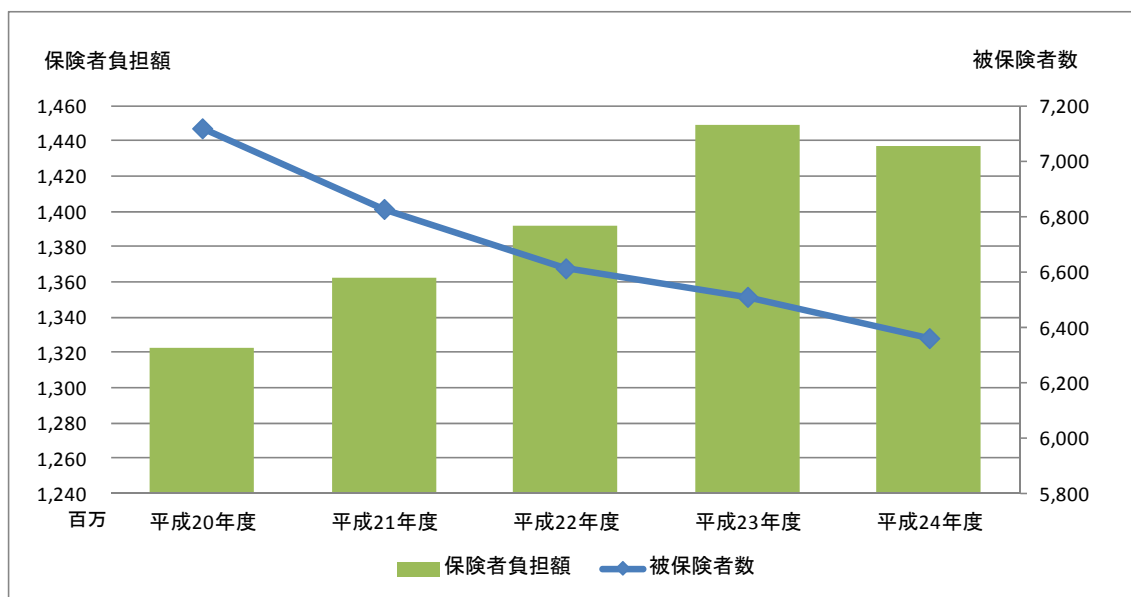
医療費増大の要因は、受診する比率や通院する回数の多い60歳以上の方々が国保加入者の48%を占めており、国保加入者の高齢化が医療費の増加に影響を及ぼしていることが大きな要因となっています。

また、医療技術が進歩して高度な医療を受けることができるようになったことや、高血圧、糖尿病や歯周病などの慢性化した生活習慣病により、長期間の治療を必要とする患者が増加している傾向にあります。

【一人当たり医療費の推移（一般＋退職）】

年度	美郷町	対前年	県平均	対前年
平成20年度	254,632	-	306,592	-
平成21年度	274,423	7.8%	320,491	4.5%
平成22年度	289,489	5.5%	327,128	2.1%
平成23年度	307,483	6.2%	336,208	2.8%

【被保険者数と保険者負担額の推移（過去5か年度分）】

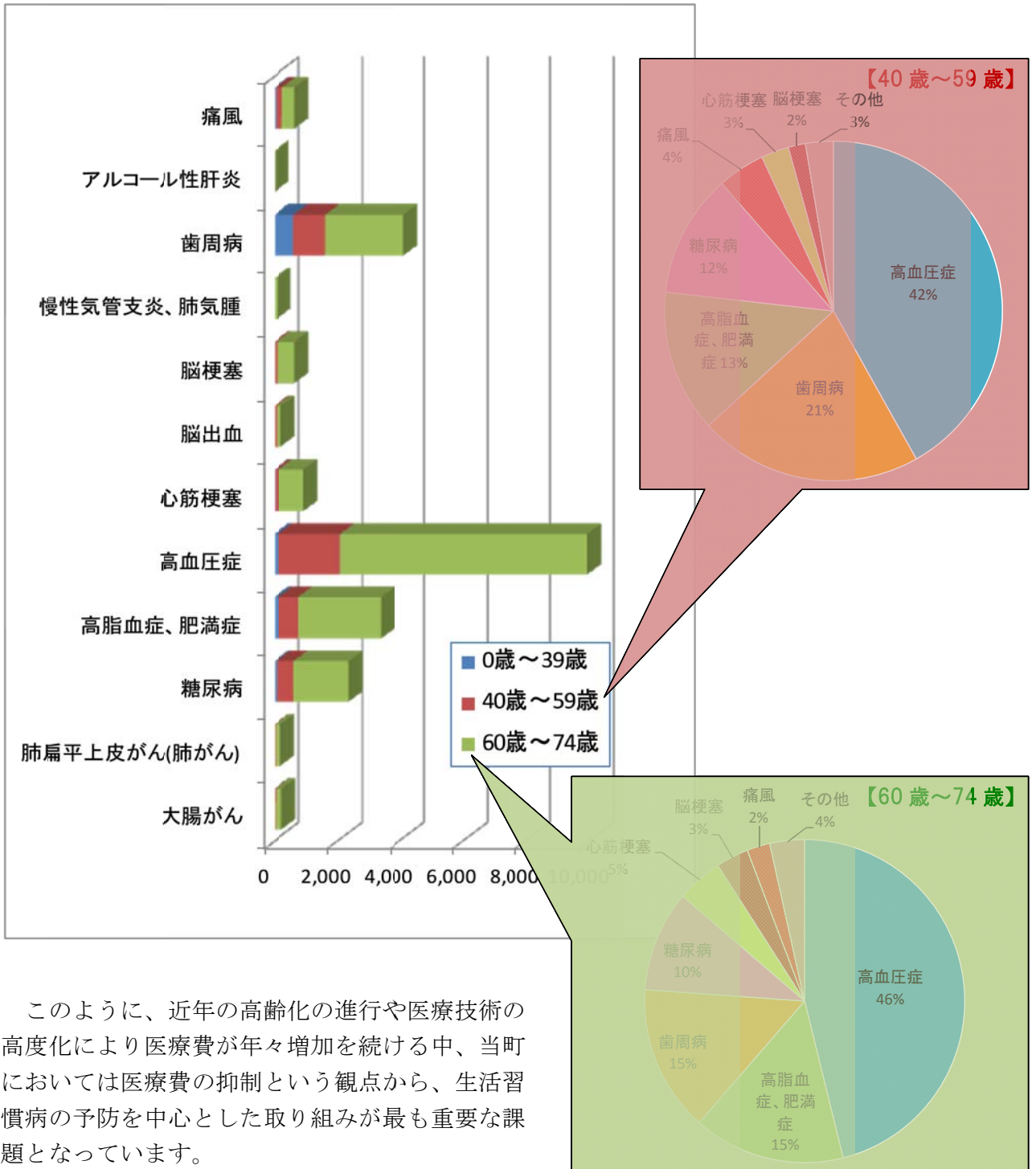


生活習慣病の罹患者のうち、40歳以上の方々が全体の95%を占めており、年齢を重ねるごとに生活習慣病になりやすいことがわかります。

罹患状況を分析してみると、次頁のグラフをみてわかるように、「高血圧症」が上位を占めています。次いで、40歳以上59歳未満の方々においては「歯周病」が21%、「高脂血症、肥満症」が13%、「糖尿病」が12%となっており、これを60歳以上でみても同等の罹患率となっています。

なお、グラフには示しておりませんが、40歳未満の方々に多いのが「歯周病」で61%となっており、続いて「高脂血症、肥満症」が13%、「高血圧症」が12%となっています。

【生活習慣病の件数（平成24年度：平成24年3月～平成25年2月診療分）】



このように、近年の高齢化の進行や医療技術の高度化により医療費が年々増加を続ける中、当町においては医療費の抑制という観点から、生活習慣病の予防を中心とした取り組みが最も重要な課題となっています。

このため、平成25年3月に策定した第2期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査で生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者及び予備群者を早期に発見し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を実施することにより、生活習慣病の発症リスクの低減を図ることとしています。

2. 財政状況

当町は、平成16年11月1日町村合併（2町1村）を行い、旧町村の税率が異なっていたため、平成16年度は合併前の税率で不均一課税を行いました。翌年度の平成17年度から税率を統一し、その後も平成20年度から平成22年度までの3年にわたり税率改正を行ってまいりました。

また、社会情勢の影響により、農業所得の変動や所得の伸び悩みによる税の増収が見込めなかったことなどで財政調整基金を取り崩して財政を保っていましたが、町村合併当時約2億2千万円あった基金も、平成24年度には1千万となり、今まで避けていた一般会計からの法定外繰入りに頼らなければならない現状であります。

国保事業は特別会計で運営していますが、特別会計とは本来独立採算により運営していくことが基本であり、一般会計からの法定外繰入を行うということは、本来の姿とはいえない状態です。ただし、国保制度が抱える構造的な問題に着目し、収支不均衡部分については、国民皆保険制度を継続するという政策的な考え方から、一般会計からの法定外繰入によって対応すべきという考え方もあります。しかし、一般会計の財政も高齢化の進展等に伴い福祉予算の自然増が見込まれるとともに、地方交付税の特例交付期限が迫り、漸減期間を見据えた上で歳出全般の見直しが求められていることから、近い将来に国保特別会計が破綻するだけでなく、一般会計さえも破綻してしまうことが懸念されます。

そこで当町では、保険者の責務として現在の国保財政の収支均衡を改善し、将来にわたり、国保被保険者が安心して医療を受けることができる環境を整備するため、国保運営を安定化させる基本的な考えを策定し、医療保険制度改革に伴う影響を考慮しながら、今後重点的に取り組んでまいります。

【国民健康保険特別会計 財政収支の状況】

単位:千円

年度	収入総額	支出総額	収支差引残	基金保有額	基金増減額
平成20年度	2,464,102	2,298,080	166,022	164,907	731
平成21年度	2,613,461	2,448,665	164,796	115,724	△ 49,183
平成22年度	2,702,477	2,461,421	241,057	26,025	△ 89,699
平成23年度	2,714,368	2,457,729	256,639	11,051	△ 14,974

【美郷町国民健康保険特別会計推移】

単位：千円

科目		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収 入	保険税	521,473	584,307	576,212	545,682
	国庫支出金	677,227	691,710	675,668	711,950
	療養給付費交付金	147,173	119,042	147,817	163,360
	前期高齢者交付金	399,196	413,116	459,363	462,440
	県支出金	163,625	195,564	142,315	102,993
	共同事業交付金	236,956	276,662	305,288	330,118
	一般会計繰入金	95,632	104,367	137,840	140,971
	基金繰入金	0	50,000	90,000	15,000
	繰越金	220,207	166,022	164,796	241,057
	その他	2,613	12,670	3,179	798
	計	2,464,102	2,613,460	2,702,478	2,714,369
支 出	総務費	15,496	17,720	20,184	11,300
	保険給付費	1,469,218	1,524,212	1,567,129	1,648,238
	後期高齢者支援金	277,636	309,833	283,386	307,036
	前期高齢者納付金	374	881	491	910
	老人保健拠出金	23,850	25	20	37
	介護納付金	147,086	141,102	148,337	148,259
	共同事業拠出金	313,778	391,494	376,688	294,536
	保健事業費	23,239	26,543	26,293	28,380
	基金積立金	731	817	301	26
	その他	26,672	36,039	38,591	19,007
	計	2,298,080	2,448,666	2,461,420	2,457,729
収支残	166,022	164,794	241,058	256,640	
※参考 単年度収支	△ 53,454	△ 50,411	△ 13,437	609	

Ⅱ 計画の体系

当町の国保の現状と課題を踏まえ、次に掲げる国保事業の運営安定化に向けた重点取組事項について取組方針等を定め、これに沿って今後の事業を運営してまいります。

1. 国民健康保険事業運営安定化に向けた重点取組事項

- (1) 国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上
 - ① 国民健康保険税率の見直し
 - ② 国民健康保険税収納率の向上

- (2) 資格及び医療費の適正化の推進
 - ① 被保険者資格管理の適正化
 - ② レセプト点検の充実
 - ③ ジェネリック医薬品に関する情報提供
 - ④ セルフメディケーションに関する情報提供

- (3) 保健事業の推進
 - ① 特定健康診査及び特定保健指導の充実
 - ② 人間ドック等助成制度の充実

2. 計画の期間

本計画の推進期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間とします。

ただし、医療保険の一元的運用や、国保財政基盤強化策の見直しなどの医療制度改革が検討されていることから、これらの動向に注視しながら、必要に応じて見直しを行ってまいります。

Ⅲ 事業運営の安定化に向けた具体的な取組み

前頁で掲げた重点取組事項について、次のとおり具体的に取り組みます。

1. 国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上

① 国民健康保険税率の見直し

国保は、世帯主が納める国保税と国、県、町からの公的財源によって運営されています。そして、事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である国保税を適正に賦課していくことが重要であり、国保税を保険給付費等の伸びに見合うよう、毎年見直しをしていくことが理想的であります。

当町は、近年では平成20年度から平成22年度までの3カ年にわたり国保税率の改正を行ってまいりました。過去の改正状況については、次のとおりです。

【美郷町国民健康保険税率改正状況】 ※改正した税率等を塗りつぶしています。

【医療分】

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	上限額
平成20年度	5.3%	22.2%	17,600円	17,000円	470,000円
平成21年度	6.2%	26.3%	20,900円	20,000円	470,000円
平成22年度	6.6%	28.1%	22,300円	21,300円	500,000円
平成23年度	6.6%	28.1%	22,300円	21,300円	510,000円
平成24年度	6.6%	28.1%	22,300円	21,300円	510,000円

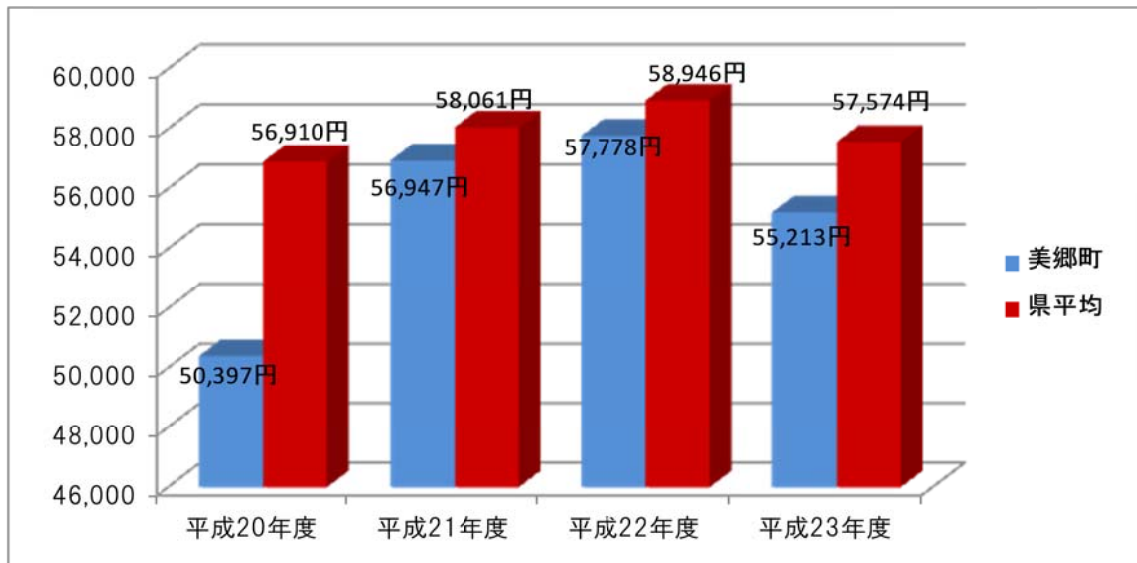
【後期高齢者支援金分】※平成20年度から開始

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	上限額
平成20年度	1.9%	9.0%	6,000円	5,700円	120,000円
平成21年度	2.2%	10.7%	7,500円	6,900円	120,000円
平成22年度	2.2%	10.7%	7,500円	6,900円	130,000円
平成23年度	2.2%	10.7%	7,500円	6,900円	140,000円
平成24年度	2.2%	10.7%	7,500円	6,900円	140,000円

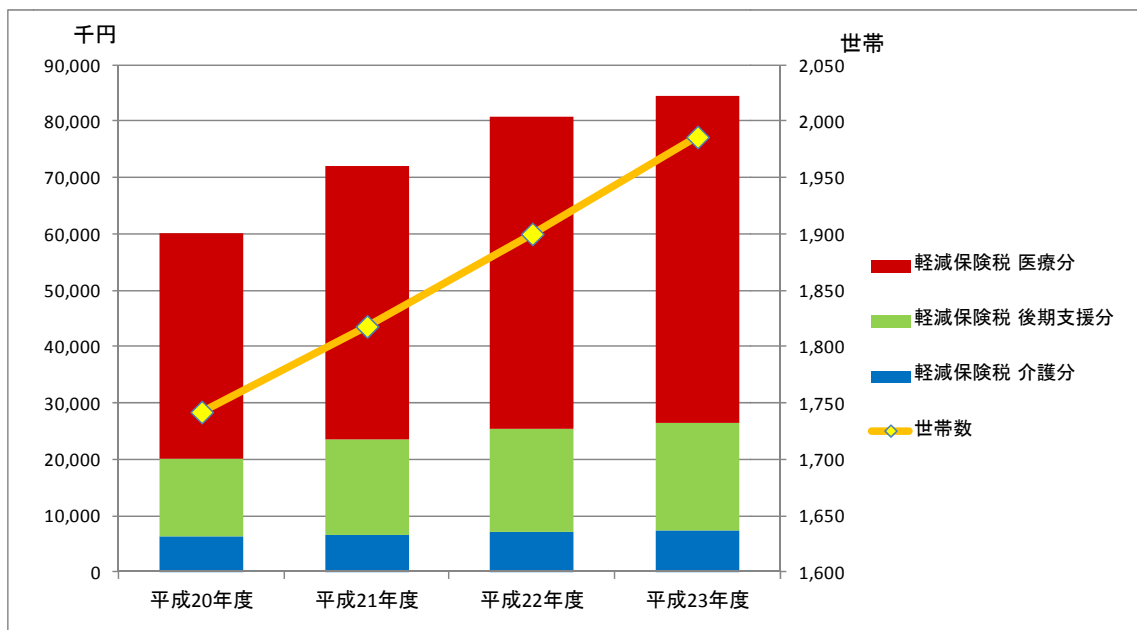
【介護分】

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	上限額
平成20年度	1.2%	8.0%	7,100円	4,200円	90,000円
平成21年度	1.4%	8.2%	7,100円	4,200円	100,000円
平成22年度	1.4%	8.2%	7,100円	4,200円	100,000円
平成23年度	1.4%	8.2%	7,100円	4,200円	120,000円
平成24年度	1.4%	8.2%	7,100円	4,200円	120,000円

【国民健康保険税の一人当たり調定額(医療分のみ)】



【国民健康保険税の軽減世帯数と軽減税額】



国保税の一人当たり調定額をみると、県平均を下回ってはいるものの、県平均同様年々増加し、平成23年度は所得水準の落ち込みで全県的に調定額が減少しました。また、国保税の軽減世帯数及び軽減税額も年々増加し、国保税率を改正しても保険給付費の増大に見合った国保税の確保が困難な状況にあります。

低迷する社会経済情勢や国保制度が抱える構造的な問題を理由に、被保険者にこれ以上の税負担を求めることは困難であるとの見解もありますが、被保険者数に反比例して医療費が右肩上がり増加していることから、被保険者からの負担は避けられない現状であります。将来にわたり、被保険者が安心して医療を受けることができるた

めにも、保険者として国保税率の改正について方針を明らかにした上で、被保険者の理解と協力を得ながら計画的に行っていくことが必要です。

＜今後の取組み方針＞

医療費の増加傾向と国保財政の状況を鑑みながら、国保税率改正について慎重に進めてまいります。

② 国民健康保険税収納率の向上

被保険者が負担する国保税は、実質的には制度を支えるための収入源と言えます。現年課税分を見ると、近年では収納率が向上し、収入未済額も減少の兆しが見られますが、平成19年度から平成21年度までの収入未済額が滞納繰越額に多く押し掛かり、依然として滞納繰越の調定額は増加している状況となっています。

【国民健康保険税収納状況】

◎現年分

年度	調定額 千円	収納額 千円	不納欠損額 千円	収入未済額 千円	収納率
平成20年度	500,188	466,616	0	33,572	93.29%
平成21年度	559,432	521,814	0	37,618	93.28%
平成22年度	531,380	500,615	0	30,765	94.21%
平成23年度	494,588	470,477	0	24,111	95.13%

◎滞納繰越分

年度	調定額 千円	収納額 千円	不納欠損額 千円	収入未済額 千円	収納率
平成20年度	82,702	18,261	4,777	59,664	22.08%
平成21年度	92,648	20,540	5,617	66,491	22.17%
平成22年度	103,675	27,659	1,989	74,027	26.68%
平成23年度	103,751	29,123	1,256	73,372	28.07%

当町では、平成19年11月に美郷町滞納対策本部設置要綱を制定し、税務課内に滞納対策本部を置き、各債権担当課と滞納対策チームを結成し、平成22年4月策定の「滞納対策マニュアル」、平成25年5月策定の「美郷町国民健康保険税収納対策緊急プラン」に基づき、収納体制の更なる充実強化を図りながら債権回収に努めているところであります。収納に関しては、随時納税相談を行うとともに、滞納者との接触の機会を確保するために短期被保険者証や資格証明書(※)の交付を実施しています。

※平成24年10月1日（保険証更新時）現在

短期被保険者証交付・・・150世帯、334名（前年比 7世帯減、33名減）

資格証明書交付・・・・・・・・18世帯、22名（前年比 3世帯増、1名増）

＜今後の取組み方針＞

国保における相互扶助の制度趣旨や国保税負担の公平性などの観点から、今後も引き続き、収納率向上のための取組みを強力に推進してまいります。

また、被保険者が納税しやすい環境を整備することも重要であり、納期の設定について検討してまいります。

[具体的な取組事項]

○納期の増設

現在当町の納期は、本算定後の7月から1月までの7期で設定しています。

納期が増えると1期分の納税額が減り、納税者への負担感覚の軽減を図ることができ、また、効果もすぐに見込まれるため、納期の増または仮徴収の実施について検討してまいります。

2. 資格及び医療費適正化の推進

① 被保険者資格管理の適正化

被保険者の急速な高齢化や医療技術の高度化等により保険給付費が増大する中で、国保制度をより安定的に運営していくためには、医療費の適正化対策が重要であり、中でも被保険者資格管理の適正化は、最も基本的かつ効果的な取り組みであります。

＜今後の取組み方針＞

退職被保険者等をはじめ、被保険者の的確な把握や早期適用等を図るため、適切な対策を講じてまいります。

[具体的な取組事項]

○被保険者の適用

資格喪失の未届者の早期発見に努めるとともに、資格を遡及して適用する必要が生じたときは、保険税についても遡及して適正に賦課してまいります。

○退職被保険者等の適用（平成26年度まで）

厚生年金や共済年金の受給者で、加入期間が20年以上または40歳以降10年以上の加入者のうち、60歳から65歳までの方及びその扶養者は退職被保険者として適用され、保険給付費には被用者保険等から拠出金が交付され、国保財政の負担軽減を図ることができます。年金受給者一覧表の活用等により早期に把握するとともに、職権による適用が可能となったことから、一層の適正な資格管理に努めてまいります。

○資格喪失後受診への対応

国保の資格喪失後の受診に伴う保険給付費の返還を遅滞なく進めてまいります。また、納付が困難な者に対しても分納を促すなど、確実に返還していただくよう対応してまいります。

② レセプト点検の充実

レセプト（診療報酬明細書）点検は、直接的な財政効果をもたらすばかりではなく、その結果から医療費の構造や実態を把握するための基礎資料となり、さらに得られた情報が保健事業の具体的な取り組みの検討資料として活用できるなど、医療費適正化対策として有効であることから、今後も積極的に取り組んでまいります。

<今後の取組み方針>

- 従来の内科、歯科、調剤の縦覧及び突合点検に加え、柔道整復施術療養費の縦覧点検に積極的に取り組んでまいります。
- 第三者行為による求償を着実に推進してまいります。

③ ジェネリック医薬品に関する情報提供

医療機関や調剤薬局が処方する薬には、同じ成分や同じ効果でも薬価が異なるものがあります。薬は、研究開発に多大な費用を要し、薬価が高い先発医薬品に対し、後発医薬品は特許期間終了後に製造・販売される薬であり、これをジェネリック医薬品といいます。ジェネリック医薬品は、研究開発費などを要しないため、先発医薬品の3～6割程度の安価で販売されています。

当町も保険者として、薬剤費の抑制につながるジェネリック医薬品に対する情報提供を被保険者へ積極的に周知していく必要があります。

<今後の取組み方針>

被保険者等に対して、ジェネリック医薬品に関する情報提供を積極的に行ってまいります。

④ セルフメディケーションに関する情報提供

セルフメディケーションとは、自分自身で健康を管理し、あるいは疾病を治療することをいいます。自分自身の判断で軽い疾病や健康管理を自身で行なうことにより、医療機関を受診する手間と費用を省くことができ、医療費を抑制する効果も期待されているところです。このことから、不調や未病、発症予防の段階で薬局やドラッグストアなどで薬剤師等の正しい知識の情報提供により、自ら対処し、重症化する前に早めに健康にもどすことができればと考えます。

<今後の取組み方針>

正しい知識のもとでセルフメディケーションができるよう、保健師や栄養士と連携し、情報提供してまいります。

3. 保健事業の推進

① 特定健康診査及び特定保健指導の充実

医療保険制度改革の一環として、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、生活習慣病の有病者・予備群の減少という観点から、内蔵脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念を取り入れた特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）が各保険者に義務付けられました。

これを受けて当町では、特定健診等を円滑かつ効果的に実施するため、平成20年3月に第1期、平成25年3月に第2期として「特定健康診査等実施計画」を策定し、本計画目標の達成に向けて引き続き取り組みを推進しているところであります。

生活習慣病の罹患状況をみると、高血圧症や歯周病、高脂血症・肥満症の罹患者が多く見受けられます。中でも歯周病は、高血圧症に次いで罹患件数が多く、町でも歯周病対策として「成人歯周疾患検査」事業を実施していますが、受診率が1割程度と低く、歯周病に対する町民の関心が低いことがわかります。歯周病は感染症のため、歯周病菌が血液や唾液などに混じって全身に流れていけば歯周病以外の病気になる可能性は否定できず、現に近年、歯周病菌が原因でさまざまな病気の引き金になると報告されています。今後は歯周病対策を強化し、生活習慣病の予防に積極的に取り組んでいくことが必要です。

<今後の取り組み方針>

- 第1期計画期間中の実績を踏まえて策定した「第2期特定健康診査等実施計画」で設定された目標の達成に向けて、特定健診等の運用について再検討し、被保険者が受診しやすい環境の整備に努めてまいります。
- 歯周病対策として更なる周知と「成人歯周疾患検査」の受診率向上を図り、また、特定保健指導においても歯周病予防に関する指導を新たに取り入れてまいります。

② 人間ドック等助成制度の充実

病気予防の強化を図り、健康管理体制の充実に資するため、また、健康意識の向上で人間ドックを希望する被保険者も多いことなどにより、人間ドック及び脳ドック費用への助成を実施しています。また、人間ドックを受診することで特定健康診査の受診に代えることができるため、特定健康診査の受診率の向上を図ることができます。

<今後の取り組み方針>

特定健康診査の受診に代えることができる人間ドックを、特定健康診査の受診率が低い若年層（40歳代）に対して推進すべく、助成金額の年齢枠の見直しなど、より効果的に助成できるよう、助成条件等について検討してまいります。

Ⅳ 国民健康保険特別会計の財政計画

1. 一般会計からの法定外繰入れの考え方

国保特別会計における一般会計からの法定外繰入れについては、次の考え方で実施してまいります。

①保健事業費への充当

医療給付の発生を未然に防止し、あるいは疾病を早期に発見して重症化を防止するなど、被保険者の健康の保持増進を図る事業を保健事業といい、主に特定健診等事業や人間ドック等費用への助成事業を実施しています。

機能的には保健事業活動によって健康が保持され、結果として医療費の節減をもたらす役割といえます。また、保健事業は画一的に実施するものではなく、地域の特性を十分に生かし、自主的に計画して実施することがより効果を高める要因であることから、国保担当者のみならず、保健師や栄養士など、様々な視点から事業を展開すべきと考えます。

しかし、国保事業における保健事業の費用については、「健診」の部類となり、療養の給付の考え方からすると保険給付からは除外されることから、国保税や保険給付費への補助金等で賄うことは本来の補助金の趣旨とは異なり、結果、保健事業費の赤字分は財政を圧迫する大きな要因となっております。

こうした状況を踏まえ、町民の健康は地域全体で予防するという趣旨から、保健事業費への国庫負担金等を控除した事業費を上限として、一般会計から繰入れを行ってまいります。

【保健事業費の状況】

単位:千円

年度	国庫支出金	県支出金	計 (歳入)	保健事業費 (歳出)	差額 (歳入-歳出)	差額累計
平成20年度	2,249	2,249	4,498	23,239	△ 18,741	△ 18,741
平成21年度	2,549	2,549	5,098	26,543	△ 21,445	△ 40,186
平成22年度	4,670	4,670	9,340	26,293	△ 16,953	△ 57,139
平成23年度	4,404	4,404	8,808	28,380	△ 19,572	△ 76,711
平成24年度	4,001	3,817	7,818	22,722	△ 14,904	△ 91,615
平成25年度	4,168	4,168	8,336	34,688	△ 26,352	△ 117,967

②高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業への充当

【高額医療費共同事業】

高額な医療費に関する給付の発生が国保財政に与える影響を緩和することを目的とし、レセプト1件当たり80万円を超える医療費につき、80万円を超える部分の100分の59を国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）から市町村保険者に交付金として交付する事業です。交付金の財源は、市町村保険者の拠出金が2分の1、国と県の負担金が4分の1ずつとなっています。

【保険財政共同安定化事業】

県内における市町村の国保税の平準化や財政の安定化を図るために、各市町村国保からの拠出による共同事業を実施することが示され、レセプト1件当たり30万円を超える医療費につき、8万円を超え80万円までの部分の額の100分の59に相当する額を国保連合会から市町村保険者に交付金として交付する事業です。

これらは、高額な医療費が突発的に発生した際、県内の市町村で協力し合い、急激な医療費の増により財政困難にならないようなしくみではありますが、一転、他市町村で高額な医療費が発生した場合は、当町の国保経営努力に関係なく拠出金の持ち出しが多くなるという結果になります。

こうした状況を踏まえ、この2事業の拠出金から交付金を控除した事業費を上限として、一般会計から繰入れを行ってまいります。

【高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業交付金及び拠出金の状況】

単位:千円

	高額医療費共同事業			保険財政共同安定化事業			差額計	差額累計
	交付金 (歳入)	拠出金 (歳出)	差額	交付金 (歳入)	拠出金 (歳出)	差額		
平成20年度	198,901	262,661	△ 63,760	38,055	51,043	△ 12,988	△ 76,748	△ 76,748
平成21年度	228,956	323,789	△ 94,833	47,707	67,645	△ 19,938	△ 114,771	△ 191,519
平成22年度	254,745	313,299	△ 58,554	50,543	63,339	△ 12,796	△ 71,350	△ 262,869
平成23年度	271,899	233,436	38,463	58,218	61,061	△ 2,843	35,620	△ 227,249
平成24年度	261,189	277,829	△ 16,640	63,688	54,645	9,043	△ 7,597	△ 234,846
平成25年度	222,320	297,567	△ 75,247	40,087	68,192	△ 28,105	△ 103,352	△ 338,198

2. 今後の国民健康保険特別会計について

当計画期間中の国民健康保険特別会計予算については、次の方針により計上してまいります。

①国民健康保険税について

一般会計からの法定外繰入れに頼ることなく、医療費や被保険者の所得、社会情勢の動向などを踏まえて国保財政状況を十分分析し、国保税率改正の実施については慎重に判断してまいります。

②一般会計からの法定外繰入れについて

「1. 一般会計からの法定外繰入れの考え方」で示した上限額を安易に予算化することなく、最低限の範囲内で繰入れを行ってまいります。

③財政調整基金について

本来、財政基盤の安定及び強化の観点から必要とされている財政調整基金については、現在残高の積立金の運用による利子の積み立てのみとし、国保財政の立て直しを優先してまいります。

④保険給付費について

被保険者一人当たりの医療費が伸びていることから、過年度の保険給付費の実績と国保加入者の年齢層にも着目し、医療費適正化の取組み効果も見込んで計上してまいります。

市町村国保が抱える財政問題は、加入者の高齢化などにより今後ますます深刻化することが予想されます。

国保が抱える様々な課題に適正に対処し、国保被保険者のみならず、町民の皆さんに理解していただきながら、今後も安心して医療を受けることができる環境の整備に努めてまいります。

秋田県美郷町国民健康保険事業安定化計画
(平成25年度～平成27年度)

策 定 平成25年5月
策定者 秋田県美郷町
編 集 秋田県美郷町役場福祉保健課医療保険班
〒019-1541
秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10
電 話 0187-84-4907
F A X 0187-85-2107